

平成31年(ワ)第7175号損害賠償請求事件 外4件

原告 (閲覧制限のため省略)

被告 学校法人東京医科大学

2021(令和3)年2月12日

5

東京地方裁判所 民事第25部甲B係 御中

### 第6準備書面

10

原告ら代理人弁護士 櫻町直樹 ほか



被告第8準備書面で主張されている平成23年・24年における入金確認について、原告らは以下のとおり反論する。

15

1 被告は、入学検定料の払い込みについて「平成25年度以降は電信扱いで振り込む方法であるが、平成23年度及び平成24年度は、郵便局にて購入した普通為替証書を本学に郵送してもらう方法だった。」とし、その後「本学事務局会計課において、普通為替証書のみを抜き出し」(被告第8準備書面1-③)、「会計課において出願書類に記載された受験生の氏名を転記した一覧を作成する。この一覧には、受験生の氏名が漢字にて記載されている。」(④)とし、「本件原告2~6, 9の入学検定料の入金確認はその一覧を確認する方法にて調査した。」と主張する。

20

2 そして、2020(令和2)年12月23日に実施された進行協議期日において被告代理人は、上記「一覧」は職員の手作業によるデータ入力という方法で作成されているとした。

25

3 しかしながら、上記の方法では、会計課の職員が2000人を超える受

験生の氏名を入力する際に、入力ミスや漢字変換ミスのヒューマンエラーが否定できない。

- 4 また、漢字の氏名のみの一覧から入金の有無を確認する際には、仮にデータで検索するとしても、異体字・間違いやすい漢字であれば漏れが発生する可能性を否定できない（例えば、「高」と「高」）。
- 5 以上を踏まえると、被告の平成23年度・24年度の入金確認の方法は完全なものとは言えず、仮にその一覧に氏名がないとしても直ちに受験の事実がないとは言えない。

以上